

教育支援センター「あすなる みらい」実施要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、心理的又は情緒的理由により長期間学校に登校できない状態にある児童生徒(以下「不登校児童生徒」という。)の社会的自立のための指導及び援助を目的に、西宮市立こども未来センター条例(平成27年西宮市条例第5号)第4条第4号において設置される教育支援センター(第4条以下「あすなる みらい」という。)の実施について必要な事項を定める。

(運営)

第2条 前条の目的を達成するため、所管するこども支援局こども未来部が教育委員会学校教育部と密接な連携を図りながら、運営を行う。

(対象者及び学籍)

第3条 教育支援センターを利用できる者は、西宮市立小・中・義務教育学校に在籍する不登校児童生徒のうち、本人及び保護者の利用希望を受けた校長の意見を踏まえ、地域・学校支援課長が教育支援センターにおける指導及び援助が適切と認める者とする。

(名称及び位置)

第4条 教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

あすなる みらい 西宮市高畑町2-77(西宮市立こども未来センター内)

(事業内容)

第5条 あすなる みらいは、その目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 社会的な自立に関すること。
- (2) 学習指導に関すること。
- (3) 学習補助サポーターに関すること。
- (4) その他あすなる みらいの目的達成に必要な事業に関すること。

(教育支援員)

第6条 あすなる みらいに教育支援員(以下「支援員」という。)を置く。

- 2 支援員は、西宮市長が任用する。
- 3 支援員は、在籍校及び関係機関と連絡及び相談等を定期的に行い、あすなる みらいの運営にあたる。
- 4 支援員は、地域・学校支援課長が必要と認める会議へ出席し、必要に応じて運営状況を報告する。

(開室時間等)

第7条 あすなる みらいの開室日及び開室時間等は、次のとおりとする。

- (1) 開室日は、月曜日から木曜日までとする。
- (2) 開室時間は、午前の部が9時30分から11時30分まで、午後の部が13時から15時とする。
- (3) 指導場所は、西宮市立こども未来センターその他地域・学校支援課長が認めた場所とする。
- (4) 前各号の規定に関わらず、地域・学校支援課長は、必要があると認める時は、開室日、開室時間及び指導場所を変更することができる。

(利用日の報告)

第8条 不登校児童生徒があすなる みらいを利用した日数は、在籍校の校長(以下「校長」という。)に連絡する。

(体験申込)

第9条 利用の体験を希望する不登校児童生徒の保護者は、様式第1号及び様式第2号を校長に提出する。校長は内容を確認のうえ署名し、これを地域・学校支援課長に提出する。

(利用の決定)

第10条 地域・学校支援課長は、不登校児童生徒の保護者からの要望に基づいた校長からの依頼に

より、支援員による面接と利用の体験をもとに利用許可をする。

2 利用を許可された不登校児童生徒の保護者は、様式第3号を校長に提出する。校長は内容を確認のうえ署名し、これを地域・学校支援課長に提出する。

3 地域・学校支援課長は、利用を決定した時は、様式第4号により校長に通知するものとする。
(利用開始日の決定)

第11条 利用開始日は、前条の様式第4号の記載にて通知する。
(利用中止の決定)

第12条 あすなろ 미래の利用中止は、当該児童・生徒の利用状態などを考慮し、地域・学校支援課長が決定する。

2 前項の決定をしたときは、地域・学校支援課長は、校長に通知するものとする。
(施設の併用の実施)

第13条 あすなろ 未来を利用している児童生徒は、教育委員会の教育支援センター事業（サテライト）による施設のうち1施設の併用を認める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。